

おおさき婚活サポーター結婚奨励金交付取扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、平成27年8月4日付けで締結した(管理第448号)おおさき婚活支援センター開設運営事業契約に基づき、大崎市における未婚者の減少を図るため、仲人を行っていただいたおおさき婚活サポーター「おおさき縁むすび大使」(以下「婚活サポーター」という。)に対して、おおさき婚活サポーター結婚奨励金(以下「奨励金」という。)を交付し、若者の定住促進を推進すると共に、出生率の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 奨励金を交付することができる婚姻は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 婚姻する当事者のいずれかが市内に住所を有していること。
- (2) 婚姻した者の双方が市内に住所を有し、かつ、居住すること。

(登録)

第3条 奨励金の交付を申請しようとする仲人は、あらかじめおおさき婚活サポーター「おおさき縁むすび大使」登録申請書(様式第1号)(以下「登録申請書」という。)を大崎市が婚活支援センターの開設・運営を委託する者(以下「受託者」という。)に提出しなければならない。

2 受託者は、登録申請書を受け付けたときは、15日以内に委嘱状及び身分証明書を発行し、更に15日以内に委嘱状況を報告することとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、婚姻届が受理された日、又は婚姻の日から1カ月以内に、おおさき婚活サポーター結婚奨励金交付申請書(様式第2号)を受託者に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第5条 受託者は、前条の規定による交付申請があったときは、内容を審査の上、おおさき婚活サポーター結婚奨励金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第6条 奨励金の交付決定を受けた者は、速やかにおおさき結婚奨励金交付請求書(様式第4号)(以下「請求書」という。)を受託者に提出するものとする。

- 2 奨励金は、1件(組)につき8万円とし、毎年予算の範囲内で交付する。
- 3 受託者は前項の請求書が提出されたときは、当該提出の日から1カ月以内に請求者に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 受託者は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた者に対して、既に交付した奨励金の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、大崎市が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成27年9月19日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

おおさき婚活サポーター「おおさき縁むすび大使」登録申請書

平成 年 月 日

おおさき婚活支援センター長 様

〒
住 所
申請者 氏 名 ①
(電話番号) — —

私は、おおさき婚活サポーター「おおさき縁むすび大使」としての登録を申請します。

受託業者記入欄

受付日	登録有無	登録年月日	登録番号
		年 月 日	

※顔写真を添付のこと。

様式第2号(第4条関係)

おおさき婚活サポーター結婚奨励金交付申請書

平成 年 月 日

おおさき婚活支援センター長 様

住所
申請者 氏名 (印)
(電話番号) — —

私は、次の者の結婚の仲人をしたので、おおさき婚活サポーター結婚奨励金交付基準の規定により、奨励金の交付を申請します。

記

区分	夫	妻
氏名 (生年月日)		
	年 月 日	年 月 日
住所	結婚前	
	結婚後	

私たちは、 様の仲人で 年 月 日に結婚しました。

今後は、大崎市に定住します。

住所

氏名 (夫) (印)

氏名 (妻) (印)

様式第3号(第5条関係)

おおさき婚活サポーター結婚奨励金(交付・不交付)決定通知書

平成 年 月 日

様

おおさき婚活支援センター長 印

平成 年 月 日付で提出されたおおさき婚活サポーター結婚奨励金交付基準第4条に基づく申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 (交付決定番号)		不交付
結婚仲人奨励金交付		80,000円
不交付の理由	1	大崎市に現に住所を有していないため。
	2	その他 ()

様式第4号(第6条関係)

おおさき婚活サポーター結婚奨励金交付請求書

平成 年 月 日

おおさき婚活支援センター長 様

請求者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

記

おおさき婚活サポーター結婚奨励金として80,000円を請求します。

交付決定番号 及び年月日	第 _____ 号 平成 年 月 日
振 込 口 座	
金融機関名	銀行・金庫・農協・郵便局 _____ 本店・支店・支所
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義	

※ 請求者と様式第2号の申請者は必ず同じ者であること。